

令和4年度
第34回全国そば優良生産表彰事業実施要領

一般社団法人 日本蕎麦協会

全国そば優良生産表彰事業実施要領

1. 趣 旨

国産そばについては安定した需要があるが、天候等による生産量の増減や価格の変動の大きさが課題となっている。一方、実需者からは生産量の拡大のみならず、高品質のそばが求められている。こうした状況の下、国産そばの生産量を増やすだけでなく優良なそば産地の成長を図ることが重要である。

このため、生産技術の向上ならびに経営改善の面から創意工夫を行うとともに、玄そばの安定的な出荷販売、加工品の販売などによる付加価値の高い取り組みを行うなど、他の模範となるそば生産農家およびそば生産集団を表彰し、その技術・経営の全国普及、生産性の向上を図る。

2. 主 催

一般社団法人 日本蕎麦協会（以下、日本蕎麦協会と省略する）

3. 対象地域

日本国内のそば生産地を対象とする。

4. 表彰の種類（予定）

農林水産大臣賞（1点）

農林水産省農産局長賞（1点）

一般社団法人全国農業協同組合中央会会長賞（最大3点）

全国蕎麦製粉協同組合理事長賞（最大3点）

一般社団法人日本麺類業団体連合会会長賞（最大3点）

一般社団法人日本蕎麦協会会長賞（最大2点）

一般社団法人日本蕎麦協会奨励賞

5. 参加資格

- (1) そばの作付面積が原則として生産農家の場合30a以上、生産集団の場合2ha以上あるものとする。
- (2) そばの10a当たり単収が地域の平均単収よりも高く、品質向上およびコスト低減に努め、他の模範となる実績を有すること。
- (3) 輪作体系の導入などにより、そば作経営の定着化を図り、他の模範となる実績を有すること。
- (4) 生産集団については、組織的な生産活動に顕著な成果を有すること。
- (5) 過去に本表彰事業において表彰を受けた生産農家・生産集団で、相当年数を経過し、かつ経営が発展している場合には参加を認める。ただし、「一般社団法人日本蕎麦協会奨励賞」の受賞者は、収量性等の改善が見られた場合には、受賞の翌年度であっても再度応募することができる。

※農業の法人経営については、個々の経営実態などに基づき、農家もしくは集団のいずれかに区分するものとする。

6. 参加者の推せん・応募

- (1) 推せん・応募を希望する場合は1次審査に推せん・応募するものとする。
- (2) 1次審査への推せん・応募にあたっては、令和3年産または令和4年産のデータに基づいて推せん・応募するものとする。
- (3) 推せんにあたっては、表彰の目的に合致すると思われる農家・集団について都道府県、市区町村、都道府県そば需給安定推進協議会、農業普及指導センター、農業協同組合および実需団体・企業等が日本蕎麦協会に推せんするものとする。
- (4) 生産者が自ら応募しようとする場合には日本蕎麦協会に相談の上、応募することとする。
- (5) 過去に「日本蕎麦協会奨励賞」の受賞歴がある場合には、受賞の翌年度から再度応募することが可能とする。
- (6) 過去に本表彰事業において受賞歴がある場合には、日本蕎麦協会に相談の上、推せん・応募することとする。
- (7) 推せん・応募は、1次審査の推せん様式によるものとする。推せん様式等は協会ホームページよりダウンロードの上、使用する。
- (8) 応募については、協会の公式メールアドレス（問い合わせ先参照）への電子メールによる送信またはデータを記録したメディアでの提出を原則とする。いずれの場合も協会より受信した旨の返信メールをもって受付完了とする。押印・送付書等並びに原本の郵送は不要とする。
- (9) 推せん者・応募者への通知は全て電子メールで実施する。

7. 審査

<1次審査>

1次審査は事務局で審査を実施する。

<2次審査>

1次審査を通過した対象者のうち、2次審査調書が提出された生産農家・生産集団について、日本蕎麦協会に中央審査委員会を設置して審査を行う。

8. 審査方針

審査に当たっては、収量性、品質、経営の内容、高付加価値販売の取り組みなどを多角的・総合的に評価するものとする。

9. 日程

- (1) 1次審査推せん・応募締切
令和4年10月28日（金）
- (2) 2次審査調書締切
令和5年 1月27日（金）
- (3) 中央審査委員会
令和5年2月中旬～3月上旬（予定）
- (4) 表彰式
令和5年3月中旬～下旬（予定）

【問い合わせ先】

一般社団法人 日本蕎麦協会 (担当：田中 祐輔)

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町2-4 麺業会館3階

電話03-3264-3801 FAX03-3264-3802

E-mail info@nihon-soba-kyokai.or.jp